

みやぎ教育応援団取扱要領

宮城県教育庁生涯学習課

(設置の趣旨)

第1条 宮城県教育委員会は、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境をつくるために、子どもの教育活動を支援する個人、企業・団体等（以下「企業等」という。）を認証・登録し、子どもの学習・体験活動の充実・活性化を図る「みやぎ教育応援団」を設置し、必要な事項を定め、もって関連施策の推進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第2条 「みやぎ教育応援団」の事務局を宮城県教育庁生涯学習課に置く。

(認証)

第3条 宮城県教育委員会は「みやぎ教育応援団」の趣旨に賛同し、申請を行った個人、企業等を認証する。ただし、次にあげる、個人、企業等は対象外とする。

- (1)法令等の規定により子ども、若者等の立入りが規制されている施設、企業等
- (2)宗教又は政治活動を主たる目的とした個人、企業等
- (3)反社会的勢力と認められる又は反社会勢力との関係がある個人、企業等
- (4)その他「みやぎ教育応援団」としてふさわしくないと認められる個人、企業等

2 宮城県教育委員会は、申請を行った個人、企業等の認証・登録に係る審査経過について、一切の開示義務を負わない。

(登録)

第4条 認証された企業等を「みやぎ教育応援団」の団員（以下「団員」という。）として登録し、以下の支援活動のいずれか一つ以上を原則として無償で提供する。

- (1)子どもの職場見学、就業体験等の受入
- (2)利用団体への講師・指導者（出前授業等）の派遣
- (3)利用団体の教育活動に対する福利厚生施設等の貸出や開放等、その他団員が協力可能な教育活動への支援

2 「みやぎ教育応援団」に登録する情報として、企業名（団体名、氏名）、住所、連絡電話番号、支援可能事業および支援や特技等申請書に示す内容とする。

(利用)

第5条 以下に示す県内の学校等（以下「利用団体」という）は、事務局が提供する団員の支援内容の情報を参考に、団員への支援活動の依頼を行い、団員はその依頼に基づいて支援活動を行う。ただし、支援活動に関する内容、教材費等の必要経費、事故等による責任の所在等は支援活動の依頼者である利用団体と団員間の二者で取決めるものとし、事務局は、利用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

- (1)幼稚園、保育所、保育園、認定こども園等
- (2)小学校、中学校、義務教育学校
- (3)高等学校
- (4)中等教育学校
- (5)特別支援学校
- (6)PTA、子ども育成会
- (7)家庭教育の支援活動を行う団体

(8)上記以外で、学校外で子どもの学習・体験活動の充実・活性化を図ることを目的とした活動を行う団体

2 「みやぎ教育応援団」の団員リストの提供をうけた利用団体は、提供された情報を営利その他の不正な目的に使用してはならない。

(報 告)

第6条 団員は、年度末に事務局が行う活動調査に協力し、該当年度の記録を報告する。

2 利用団体は、年度末に事務局が行う当該年度の利用調査に可能な限り協力する。

(団員の権利等)

第7条 団員はその活動において「みやぎ教育応援団」の名称やロゴマークを本要領に則り使用することができる。

- 2 団員は必要な手続きを経て、事業所等情報、活動分野と具体的な活動内容、企画情報、活動情報等を事務局が管理する「みやぎ教育応援団」専用のウェブサイトに掲載することができる。
- 3 前項については、第8条に掲げる項目に該当または利用団体に不利益が生じる可能性があると事務局が判断する場合は、その限りではない。
- 4 活動が顕著な団員は表彰規程に則り表彰を受けることができる。

(活動上の制限)

第8条 販売促進等、営利追究を目的とした活動の際に「みやぎ教育応援団」の名称等を使用すること。

- 2 同名称の使用のみならず「みやぎ教育応援団」に認証・登録されていることをもって自らの組織・活動等全般について宮城県教育委員会が認定しているかのような誤認を与えること。
- 3 第1条に掲げる「みやぎ教育応援団」の趣旨に反する活動、もしくは公の秩序及び善良の風俗を害するおそれのある事業を行うこと。
- 4 特定の政党、政治団体、宗教団体等の思想、信条及び利害に偏った目的による活動を行うこと。
- 5 その他、法令等に違反するまたは違反する恐れのある行為はもとより、宮城県教育委員会の信用を傷つけると判断される行為を行うこと。

(登録期間)

第9条 団員としての登録期間は3年間とし、以降、自動更新とする。

(活動状況等の把握)

第10条 事務局は団員、利用団体から提出された報告書を取りまとめ定期的に団員の活動状況等について、把握する。

(登録の変更)

第11条 団員は支援活動等の登録事項に変更がある場合は速やかに事務局に届出を行う。また、団員としての登録を休止・退団とする場合も、事務局に届けなければならない。

(認証・登録の取消)

第12条 宮城県教育委員会は団員が以下に該当する場合、認証・登録資格を取消すことができる。

- (1) 3年以上にわたり相当の理由なく支援活動を行っておらず、かつ連絡が不通となっている場合。
- (2) 企業等の都合により支援活動を行うことができなくなった場合。
- (3) 「みやぎ教育応援団」の構成員としてふさわしくないと認められる場合。
- (4) 第8条の規定に触れる行為を行った場合。

(その他)

第13条 この規定に定めるものの他「みやぎ教育応援団」にかかる必要な事項は生涯学習課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月19日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。